

# 上松町 空き家バンク 利用の流れ

(物件を貸したい・売りたい方用)

上松町では、町内にある空き家を「誰かに使ってもらいたい」と考えている方から情報提供を受け、それらの物件情報を公開することにより、上松町に居住したい方の住宅確保を支援する「上松町空き家バンク」を運用しています。

物件を貸したい・売りたい方の利用の流れは以下のとおりです。

## ①物件情報の登録

「空き家バンク登録申込書（様式第1号）」及び「空き家等登録カード（様式第2号）」に必要事項をご記入のうえ、郵送または持参にて上松町役場企画財政課企画政策係に提出してください。

なお、裏面「空き家等登録カード記入に当たっての留意事項」も参考にしてください。

## ②物件情報の掲載

「空き家等登録カード（様式第2号）」に記入いただいた内容を元に、役場で物件情報のファイルを作成し、「上松町ホームページ」及び「楽園信州空き家バンク」「全国版空き家バンク」に物件情報を掲載します。

※掲載を希望しないサイトがある場合はお申し出ください。

## ③利用申込

物件情報を見て、物件を借りたい・買いたい方から利用申込があった場合は、所有者（管理者）の方宛てに、利用希望者の方の情報（氏名・連絡先）を、郵送にてお知らせします。

## ④利用交渉

利用希望者の方の情報が届きましたら、所有者（管理者）の方から、利用希望者の方へ連絡をお願いします。

その後の見学の日程調整や、交渉・契約につきましては当事者間で進めていただきます。

なお、成約に至った場合はホームページから物件情報の掲載を削除しますので、お手数ですが役場企画財政課企画政策係までご連絡をお願いします。

## ○注意事項

- ・ 町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。当事者間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。

## ○空き家等登録カード記入に当たっての留意事項

- ・ 原則として、空き家等登録カードに記入いただいた内容をそのままホームページに掲載しますので、可能な限り正確に記入をお願いします。
- ・ 間取り図については、役場で清書しますので、手書きで結構です。広さ（畳）や、部屋の種類（和室、洋室、押入、台所 等）を記載していただくと、物件を探している方がイメージしやすくなります。なお、設計図の写し等、既存の資料の添付でも構いません。
- ・ 物件写真について、役場職員が現地で外観を撮影させていただきます。立会いは不要ですが、物件内部の撮影も希望される場合は、立会いをお願いします。また、ご自身で撮影した写真を提供いただいても構いません(プリントしたものを郵送または持参にてご提供ください(データ不可))。なお、外観も含め、写真を掲載しないことも可能です。

## ○補助金制度について

- ・ 上松町では、空き家バンクに登録された物件について、次にお住いになる方が快適に居住できるよう、空き家の所有者（管理者）の方が、空き家の清掃や家財道具の搬出・処分を行った場合、かかった費用（最大 10 万円）を補助する制度があります。制度の利用をお考えの方は、企画財政課企画政策係に一度ご相談ください。

※ 予算の関係上、年度途中で受付を締め切らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

ご不明な点等ございましたら、上松町役場 企画財政課 企画政策係まで  
お問い合わせ下さい。

**TEL 0264-52-4901**

**FAX 0264-52-1038**